

令和6年度技能検定期前実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和6年度技能検定期前実施について、次のとおり公告する。

令和6年3月1日

東京都知事 小池 百合子

一 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条に定める者

二 日程、職種、場所等

技能検定は、次に掲げる職種について、実技試験及び学科試験によって行う。

(一) 実施期日及び実施職種

ア 実技試験

次のイで定める職種について、令和6年7月14日（日曜日）に学科試験を行う三級職種については同年6月6日（木曜日）から同年8月11日（日曜日）まで、その他の職種については同年6月6日（木曜日）から同年9月8日（日曜日）までの間、ただし造園職種及びとび職種に限り、同年11月13日（水曜日）までの間において東京都職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

令和6年7月14日（日曜日）に実施する職種

三級

園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るも

のに限る。)、工場板金(曲げ板金に係るものに限る。)、めっき(電気めっきに係るものに限る。)、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、化学分析、塗装(金属塗装に係るものに限る。)、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾

令和6年8月18日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、光学機器製造(光学ガラス研磨に係るものに限る。)、染色(染色補正に係るものに限る。)、プラスチック成形(射出成形、インフレーション成形及び真空成形に係るものに限る。)、とび、築炉、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。)、サッシ施工及び塗装(建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。)

三級

金属熱処理

単一等級

産業洗浄(高圧洗浄に係るものに限る。)

令和6年8月25日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、めっき（電気めっきに係るものに限る。）、アルミニウム陽極酸化処理、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。）及び貴金属装身具製作

令和6年9月1日（日曜日）に実施する職種

一級及び二級

園芸装飾、非接触除去加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、建築板金（内外装板金に係るものに限る。）、工場板金（曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。）、仕上げ、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装、配管ぎ装及び電気ぎ装に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、

ウェルポイント施工、表装（壁装に係るものに限る。）及びフラワー装飾

単一等級

溶射（肉盛溶射に係るものに限る。）及び路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工事に係るものに限る。）

(二) 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表

令和6年5月30日（木曜日）に東京都職業能力開発協会で行う。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については行わない。

三 受検申請の手続

(一) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

及び身分証明書の写し

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(二) 提出書類の受付期間

郵送による提出書類のみ受け付ける。

令和6年4月3日（水曜日）から同月16日（火曜日）（必着）まで

(三) 郵送方法及び郵送場所

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。

〒102-8113

千代田区飯田橋3丁目10番3号 東京しごとセン

ター7階 東京都職業能力開発協会業務課

(四) 受検申請に関する注意事項

- ア 申請書及び受検案内は、東京都職業能力開発協会
で配布する。
- イ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格
のある者は、二(一)に掲げる検定職種でない職種につ
いても受検申請することができる。

四 手数料及び納付方法

(一) 手数料

- ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。

実技試験	二級	全ての	18,200円
	及び	申請者	
	三級		
	以外		
	の級		
	二級	全ての	18,200円(35
		申請者	歳未満の者が受検する
			場合にあつては、
			9,200円)
	三級	在校生	12,100円(35
			歳未満の者が受検する
			場合にあつては、
			3,100円)
		在校生	18,200円(35
		以外	歳未満の者が受検する
			る場合にあつては、
			9,200円)

学科試験 各級 全ての 3,100円

申請者

イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査 2,000円

(二) 納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、令和6年5月上旬頃までに東京都職業能力開発協会から郵送される請求書に基づき、振込みにより納付するものとする。

また、納付した手数料は、原則として、申請の取消し、試験の欠席等の理由があつても返還しない。

五 合格発表

(一) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業部能力開発課から、実技試験又は学科試験のみの合格者には東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 合格者の発表等

技能検定合格者は、令和6年7月14日（日曜日）に学科試験を行う三級職種については同年8月30日（金曜日）に、その他の職種については同年10月4日（金曜日）に、東京都ホームページ内、TOKYOはたらくネット（<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>）に掲載する。ただし実技試験を令和6年9月9日（月曜日）から同年11月13日（水曜日）までの間に実施した場合、同年11月28日（木曜日）に掲載する。

なお、一級及び単一等級の職種の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の職種の技能検定合格者には東京都知事名の合格証書を交付する。

六 その他

申請方法、手数料の納付方法等の詳細については、次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会

電話 03 (6631) 6052

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課

電話 03 (5320) 4717